

派遣労働者の同一労働同一賃金 セミナー ～労使協定作成実務～

令和2年4月1日、同一労働同一賃金が義務化されたことにより、派遣元事業主は労使協定の締結など労働者派遣法に基いた対応を行うことが求められています。

東京労働局では、労使協定作成実務担当を対象とした「派遣労働者の同一労働同一賃金セミナー～労使協定作成実務～」を開催いたします。

また今回に限り、個別相談会もあわせて開催します。
ご参加をご希望の場合は、下記をご確認のうえお申し込みください。

参加者の声

受講しながら自社の労使協定を点検できてよかった

基礎的なことがわかりとても助かりました

対象

派遣労働者の労使協定作成実務担当者向け

どなたでもご参加いただけます（無料）。特にはじめて労使協定を作成される方、すでに労使協定を作成済みで見直しや自主点検を行いたい方は、ぜひご参加ください。

内容

【Part1】 労使協定に定める事項及び締結までの流れについて（定員70名）

【Part2】 協定対象派遣労働者の賃金について（定員70名）

【個別相談会】 協定についての相談、作成した協定案の添削等（定員15名）

令和5年 **11月28日**（火）

開催日時

【Part1】 14:00～（約40分）【Part2】 15:00～（約50分）

【個別相談会】 Part2が終了次第（1名あたり最大20分程度）

場所

東京労働局 海岸庁舎4階（東京都港区海岸3-9-45）

※オンライン形式での開催ではありませんのでご注意ください



申込方法

東京労働局のホームページ申込専用フォームからお申し込みください

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/jyukyuuchosei_01_231128.html

東京労働局ホーム＞ニュース&トピックス＞労働局からのお知らせ＞需給調整事業部からのお知らせ＞2023年11月1日 11月28日（火）
「派遣労働者の同一労働同一賃金セミナー～労使協定作成実務～」を開催します

留意事項

- ・一事業所あたり最大2名までのご参加が可能です。
- ・申し込み期限は11月24日（金）までとなりますが、期限に関わらず定員に達した時点で受付終了となります。なお個別相談会については、派遣元事業主のみを対象といたします。
- ・申し込み後のキャンセル、申し込み内容の変更等がありましたら、速やかに下記担当までご連絡をお願いします。

参考

派遣労働者の同一労働同一賃金について、個別でのご相談・ご質問にも対応しております。
ご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

担当

東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課 廣坂・吉松

〒108-8432 東京都港区海岸3-9-45 東京労働局海岸庁舎

TEL：03-3452-1474 FAX：03-3452-5361